部長及び参事官
殿
所　　属　　長

生企発第８８５号
（情管、地域、刑企、交企、免許）
令和３年12月16日
30年保存（口訓）
本　　部　　長

二輪車防犯登録制度支援要綱の制定について（通達甲）

県警察におけるグッドライダー・防犯登録制度の支援については、これまで「グッドライダー・防犯登録制度支援要綱の制定について（通達甲）」（平成28年３月25日生企発第318号。以下「旧通達甲」という。）により実施してきたところであるが、グッドライダー・防犯登録制度の名称が「二輪車防犯登録制度」に変更されることに伴い、新たに別添のとおり「二輪車防犯登録制度支援要綱」を定め、令和４年１月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

二輪車防犯登録制度支援要綱

第１　趣旨

この要綱は、一般社団法人日本二輪車普及安全協会（以下「二普協」という。）が主体となって実施する二輪車防犯登録制度を支援するために必要な事項を定めるものとする。

第２　二輪車防犯登録制度の定義

二輪車防犯登録制度は、二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）の使用者等に対する安全教育の徹底を図るとともに、二輪車に係る犯罪の予防及び盗品等の早期回復に資することを目的として、二普協が実施主体となって推進している任意の制度である。

第３　二輪車防犯登録制度の流れ

二輪車防犯登録制度は、別紙の二輪車防犯登録制度の流れのとおり、二輪車の使用者からの防犯登録の申請に基づき、二普協に加盟している二輪車販売店・修理業者（以下「登録取扱店」という。）から二普協に対して当該使用者の住所、氏名等及び当該二輪車の車両（標識）番号、車台番号、防犯登録番号等の情報が送付され、当該情報は二普協における一元的な管理の下、警察庁に提供され、各都道府県警察における二輪車の防犯登録番号照会に利用されることとなる。

第４　照会の方法等

防犯登録番号照会の対象となる二輪車は、二輪車防犯登録をしている二輪車のみであり、二輪車防犯登録ステッカーに記載された10桁の防犯登録番号、車両（標識）番号又は車台番号から二輪車の登録者情報について照会することができる。

第５　二輪車防犯登録制度に関する積極的支援

二輪車防犯登録制度は、登録取扱店が、県民の協力を得て実施するものであるが、県警察においては、当該制度の適切かつ円滑な運用のため、各部門が連携して積極的に次のとおり支援するものとする。

１　登録取扱店に対する指導

登録取扱店に対して、二輪車の使用者に対する安全指導の励行と二輪車防犯登録の積極的な勧奨並びに二輪車防犯登録票の適正な作成及び早期送付に関する指導を行うものとする。

２　二輪車の使用者に対する広報

二輪車の使用者に対して、地域安全ニュース、ミニ広報紙等の広報媒体及び運転免許取得時講習、更新時講習、各種会合等の機会を活用した二輪車防犯登録制度の広報を行うものとする。

別紙（第３関係）

二輪車防犯登録制度の流れ

